国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年９月３日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（８月27日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（８月27日付）を行いましたので公表します。

※　中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

（問い合わせ先）
住宅局　建築指導課　須賀（内線 39518）、鈴木（内線 39535）
ＴＥＬ：03-5253-8111（代表）　03-5253-8513（直通）

別紙

一級建築士の懲戒処分について

1　山本（やまもと）　誠（まこと）　（登録番号　第 123281 号）

①　処分の内容

令和８年３月１日から業務停止１月

②　処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物について、株式会社アイ・エー・シー一級建築士事務所（東京都知事登録第 32949 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 35 条及び建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第 34 号）の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 120 条第１項の規定に違反する設計（主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が２又は３であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階について、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が 40ｍを超えているため、本件建築物の７階において、その居室の各部分からの歩行距離が 50ｍ以下となる避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む）を設けなければならないにもかかわらず、これを設けない設計）を行った。

2　岡田（おかだ）　光輝（みつてる）　（登録番号　第 309074 号）

①　処分の内容

令和８年３月１日から業務停止 14 日

②　処分の原因となった事実

大阪府内の建築物について、株式会社岡田光輝建築設計室一級建築士事務所（大阪府知事登録（イ）第 24925 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 255 号）第１条の規定による改正前の建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 14 項第２号（現第 19 項第２号）の規定に違反する設計（本件建築物は、階段の部分と教室とを区画する随時閉鎖の防火設備については、当該防火設備と連動している煙感知器等を設置しなければならないにもかかわらず、本件建築物の２階と３階の階段の部分と教室との区画のうち教室側に煙感知器等が設置されておらず、これに適合しない設計）を行った。

以上